

平成 20 年 3 月 7 日

協力企業作業員の負傷について

平成 20 年 3 月 6 日午前 10 時頃、3・4 号機サービス建屋屋外において電線管修理工事後の足場解体作業を行っていたところ、協力企業作業員の額に落下してきた足場パイプ連結管があたり負傷しました。このため業務車にて病院へ搬送しました。

診察の結果、頸部^{けいぶ}（首）・頭部挫傷と診断されました。

足場解体作業の実施状況を確認した結果、解体作業は最上段から実施し、解体した足場パイプを複数の作業員が各階ごとに手渡しで地上まで降ろしていましたが、最上階から下の階に手渡す際に、足場パイプに付いていた連結管（ジョイント）が外れて落下し、地上で受け渡しを待っていた当該作業員にあたったことがわかりました。

原因は、最上段の作業員が、足場パイプの端部に連結管が付いていることに気づかずに、下へ降ろそうとしたため外れて落下したものです。

対策として、今後、足場パイプを下の階に降ろす際には、足場パイプから連結管を取り外して運搬することとします。また、その旨を当該作業の施工要領書に明記します。

本事例については所内および協力企業に周知し、注意喚起を行います。

なお、当該作業員に放射性物質による汚染はありません。

以 上